

～新型コロナウイルスの影響により
納税が困難な方へ～

『徴収猶予の特例制度』について

■問合せ 収納課 ☎029-885-0340

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税等の徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要です。また、猶予期間中は延滞金もかかりません。

▶対象となる方

次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象になります。

- ・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ・一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

▶対象となる地方税等

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。

▶申請手続等

関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、または、納期限（納期限が延長された場合は延長後の納期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

証拠書類等として、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※申請書類等はホームページよりダウンロードが可能です。

納税の公平性を保つために「財産の差押え」を実施しています

美浦村では、「滞納者」と「納期限までに納税していただいている大多数の皆さま」との公平性を保つため、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育等の貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

◎滞納処分について

税金は、定められた納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税しないことにより督促状を送達したにも関わらず、完納されないことを「滞納」といいます。滞納した場合は、督促手数料・延滞金を課され、さらに村は滞納者に帰属する財産を差押え、換価（取立）し、その代金を滞納している村税等に配当する一連の処分である強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するため、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じることなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

◎延滞金について

次の割合で加算されます。

- ・納期限の翌日から1か月間は、特例基準割合に年1%を加算した割合（令和2年は年2.6%）
- ・納期限の翌日から1か月を経過した後は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合（令和2年は年8.9%）

◆令和元年度滞納処分実績

《不動産公売》 公告件数1件 売却件数1件 換価金額1,150,000円

《債権差押え》 件数300件 差押金額34,705,919円 取立金額23,756,103円

※債権…預貯金、生命保険、給与賞与、売掛金、年金、所得税還付金等

《不動産差押え》 件数12件 《不動産参加差押え》 件数2件 《競売事件等に対する交付要求》 件数58件